

十九八	七八六	五四	三二一	の成省〇					
償還期限	發行価格	振替額位	最低額位	用法	振替の法律及項の適法	發行の法律及項の根柢	名稱及び記	國庫短期財務証券（第三百十八回）	財務省告示第三百六十五号
た平十額平す額の振 だ成錢面成るの記替 し二一金二。整載法 、十厘額十數又の 償五百百四十倍は規 還年円に記定金録に 期が銀行休業日に に	行単位	行額	行額	引金額	受金額	本銀機関による借換 の方法	社債、株式等の振替 の方法	特例第十九条会計法 別第一項に規定する法 律第二十一条の規定 に依る。そのための規 定	平成二十四年十月二十 二日とおり告示する。割 引短期国債平成二十二 年十二月八日より發行し た。昭和五十七年大藏 省大臣城島正光

十
三
二
一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 た
二 銀 金 金 る
十 行 額 を と
四 百 支 き
年 円 払 は
十 に う 、
月 つ 。 そ
二 き の
十 百 翌 営
二 円 業 日
日 に